

## 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）について

環境省環境安全課

### 背景

1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21－持続可能な開発のための人類の行動計画」の第19章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」において、以下の6つのプログラム分野が示され、それぞれについて目標と行動計画が示された。

- ・ 化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進
- ・ 化学物質の分類と表示の調和
- ・ 有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換
- ・ リスク低減計画の策定
- ・ 化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化
- ・ 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止

この章に記述された取組の進捗状況を評価し、勧告等を行うため、「化学物質の安全性に関する政府間フォーラム」が設置され、これまで4回の会合が開催された。2000年に開催された第3回フォーラムでは、「2000年以降の優先行動勧告」が採択された（参考1）。

こうした動きを受け、2002年9月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」(WSSD)で採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すとの目標が掲げられ、そのための行動の一つとして、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）を2005年末までに取りまとめることとされた（参考2）。

### SAICM策定に向けた取組

SAICM策定に向けた具体的な議論は、UNEPを事務局として、UNEP開催の準備会合、地域別会合等において進められている。これまでの会合経緯及び今後の予定は以下の通り。

- ・ 2003年11月、第1回SAICM準備会合がバンコクで開催され、SA

I CMの大まかな構成と今後の作業の進め方について了承された。

- ・ 2004年10月、第2回SAICM準備会合がナイロビで開催され、SAICM最終文書の構成・章立て、盛り込むべき事項、今後の作業の進め方などについて議論が行われ、現時点におけるアウトラインの案が会合報告書に盛り込まれた。
- ・ 2005年3月～6月、世界5地域で地域会合が開催（アジア太平洋地域は4月4～7日、バンコクで開催）され、第2回準備会合で作成されたアウトラインに対する地域としてのコメントがとりまとめられた。
- ・ 2005年6月、拡大ビューロー会合がストックホルムで開催され、各地域からのコメントを踏まえ、第3回準備会合に提出する文書が作成される。我が国も、アジア太平洋地域を代表する3カ国の一つとして、拡大ビューロー会合に参加する。
- ・ 2005年9月19～23日、ウィーンで第3回準備会合が開催され、SAICM案文が取りまとめられる。
- ・ 2006年2月、国際化学物質管理会議（ICCM）においてSAICMを採択した後、2月7～9日にドバイで開催されるUNEP特別管理理事会及びグローバル閣僚級環境フォーラムにおいて、UNEPとして承認される予定。また、世界保健機関（WHO）など他の国際機関にも、承認のため提出される。

### SAICMの構成

現在検討されている SAICM 原案（資料2参照）は、以下のような構成となっている。

#### 第1部 ハイレベル宣言

#### 第2部 包括的方針戦略

##### I スコープ

##### II 必要性

##### III 目的

リスク削減、知識と情報、ガバナンス、キャパシティー・ビルディングと技術協力、不正な国際取引

##### IV 財政に関する考慮

##### V 原則とアプローチ

##### VI 実施と進捗の評価

#### 第3部 具体的な取組

## IFCS 2000 年以降の優先行動事項 骨子

### [趣旨]

この勧告は、各国政府に対する優先行動目標である。またこれに従って、国際機関は必要な手段を開発し、産業界は自身の責任の範囲を明らかにする。

### [全般的事項]

- ・ 政府間の協力、特に地域内における政府間協力の促進。国際機関同士の活動調整の改善
- ・ 全当事者の積極的参加と社会の知る権利の重視
- ・ 途上国に対する教育、訓練、情報伝達、キャパシティ構築、技術支援、技術移転の促進。中核となる技術者及び政策立案者の育成。
- ・ 化学物質規制と汚染規制の包括化と予防的アプローチの適用。安全な代替品の使用推進等から成るリスク削減検討。
- ・ 職域の安全性。弱者（妊婦、小児、患者、高齢者など）保護の重視。産業界・政府との情報推進役パブリック NGO の重要性。
- ・ 途上国への技術・財政支援並びに技術移転の重要性認識。そのための 2 国間及び多国間支援の調整強化。

### [プログラム領域 A : 化学物質リスクの国際評価の充実と加速化]

#### (1) 国際的に統一されたリスク評価方法の実現

2004 年までに、IPCS 及び IOMC 参加国際機関の努力によって、専門用語、発癌性、生殖発生毒性に係る評価方法の共通原則が勧告されること。可能であれば、免疫毒性、内分泌かく乱作用、生態毒性の評価方法についても実施されること。

#### (2) 国際統一リスク評価手法に従うハザード評価の実施と開示、並びに実験動物の使用を少なくする代替試験法の開発と標準化

産業界のイニシアチブによって、新たに 1000 物質のハザード評価が 2004 年までに実施され、速やかに結果が開示されること。

人や生態系への悪影響の種差や地域差の推測。

途上国間の協力によって、その地域に特有な暴露データなどヒト健康及び環境影響に係るデータを集積し評価を行うこと。

#### (3) 市場の全化学物質、特に暴露可能性の高い物質に係るハザード情報の開示。

IFCS 常任委員会ではフォーラム IV に向け、以下についての新たな優先行動目標を設定すること：

- ・ データ整備と評価における産業界の役割
- ・ 産業界及び政府が試験結果とハザード及びリスクの程度についての情報開示に果たす役割
- ・ 動物試験の削減と信頼性のある代替法への移行
- ・ 最短期間で必要なデータが開示されるようにするための方法

### [プログラム領域 B : 化学物質の分類・表示の調和]

- #### (1) 地球規模化学物質分類・表示システム—分類基準、表示システム、MSDS 指針—の推進
- ・ 地球規模化学物質分類・表示システムの全てが、フォーラム IV に先だって、国連経済社

会理事会によって採択されること

- ・本システムの実施に必要なガイダンス等が、フォーラム IV に先だって、関係者によって利用可能であること。
- ・各国とも、2008 年までの完全実施を目指して、本システムを積極的に早期に導入すること。
- ・各国とも、自国の能力に照らし、本システムの開発を考慮して、自国の既存分類・表示システムを改正、若しくは化学物質法規制を施行すること。

#### [プログラム領域 C : 有害化学物質とリスクについての情報交換]

(1) 情報交換システムの確立。全当事者に必要な情報が必要な言語+いずれかの国連公用語で伝達される仕組の普及。

- ・ IOMC 参加機関による途上国規制当局者のインターネット使用とトレーニングのための資金調達手配。
- ・ 上記の行動計画への反映と全当事者からの入力。
- ・ 全当事者間の情報交換に係る障壁を除く対策の実施。

2005 年までに各地域で 5 ヶ国以上において、また 2010 年までに大部分の国において、有害化学物質の情報交換システムが完全稼働していること。

(2) ロッテルダム条約 (PIC : 有害化学物質に係る事前通報制度)

全ての国が、ロッテルダム条約の早期発効に向けて、望ましくはフォーラム IV までに、積極的に本条約を批准・同意すること。各国が条約を速やかに実施するための必要な手続きが実行に移されるよう、あらゆる努力が払われなければならない。

(3) 有害物質の安全性情報提供メカニズムの確立。産業界からの化学物質生産に係るハザード情報の住民への周知。

2004 年までに、大部分の国において、流通する有害化学物質には最低限入手しやすく読みやすく理解しやすい様式 (1990 年 ILO 化学物質条約における手続きを参照) による信頼性における安全性情報の添付を必須とする手続きが整備されていること。またその際には、地球規模化学物質分類・表示システムを考慮に入れること。

なお健康や安全性の確保に不可欠な情報は秘密制限の対象外であることを保証する必要性が有る。

#### [プログラム領域 D : リスク削減計画]

(1) 包括的な有害生物及び伝染病媒介物対策。

2004 年までに、大部分の国において、包括的な有害生物及び伝染病媒介物対策が実施されていること。

(2) 使われなくなった農薬や PCB 等の有害化学物質の安全な廃棄処理と今後の蓄積防止。

2004 年までに、IOMC 参加機関によって、全地域を対象にした必要な行動計画が確立されていること、及び各地域で 2 ヶ国以上において、廃棄処理計画が実行に移されていること。

(3) 残留性及び生物濃縮性有害物質

POPs (残留性有機汚染物質) 条約に係る作業を、下記の事項の年内合意に向けて、継続すること :

2001 年 5 月ストックホルムで開催予定の全権会議で本条約を採択すること

早期発効、望ましくは 2004 年までの発効に向け、本条約を批准すること

IFCS 常任委員会は、各国及び地域にその他の問題物質のリスク削減対策をフォーラム IV

にて提示させること。

(4) 産業事故防止及び非常事態対応システムの開発と実施。

2002 年までに、70 ヶ国以上において、国際原則と一致した、産業大事故防止と非常事態対応システムが実行されていること。

(5) 途上国の農業従事者の農薬中毒の防止

- ・ IFCS 常任委員会は、急性農薬中毒の問題の程度を考察し、段階的廃止を含むリスク管理及び削減のガイダンスを示し、フォーラム IV に報告すること。
- ・ 各国は、ロッテルダム条約下の既存メカニズムを用いて、PIC 事務局に途上国の使用条件下では極めて有害となる農薬について通知すること。また PIC 事務局は進捗をフォーラム IV に報告すること。

(6) 2001 年 11 月 FAO 隔年総会で農薬の流通と使用に係る実施の国際規則を改正するための作業の推進。改正規則の採択に続いて、

- ・ 各国政府が改正規則の遵守に積極的な役割を果たすこと、及び
- ・ FAO 及びその他の当事者が改正規則の実施状況の監視に積極的な役割を果たせるよう協力すること。

(7) 中毒管理情報センターシステムの確立及び強化

まだ本センターのない国については、2002 年までに 30 ヶ国以上において、本センターが設置されていること。既に本センターがある国においては、2002 年までに 70 ヶ国以上において、そのシステムが強化されていること。また国内共通のデータ収集システム構築—例えば、中毒事例、化学物質の種類・構造・用途等による分類など—に大きな進展がみられていること。

(8) PRTR / 排出目録の役割—一般大衆への化学物質リスクの啓発普及のための手段、及びリスク削減促進のための効果的な環境管理手段。システムの共通項目は、物質リスト、環境中排出量の届出、発生源別及び定期的報告データ、一般大衆へのデータ開示。

2004 年までに、各地域で新たに 2 ヶ国以上において、PRTR / 排出目録が整備されていること。本システムをもたない国においては、全当事者参加によるシステム開発の開始を検討すること。

(9) 各国政府と産業界は、自国の規制や国際的な合意事項に照らして、一般大衆に、消費者用製品の含有化学物質の開示を行い、消費者に選択権を与えることを検討すること。

#### [プログラム領域 E : 化学物質管理能力の強化]

(1) 化学物質適正管理のためのナショナルプロファイルの整備と優先行動計画の策定。

2002 年までに、大部分の国において、全当事者の参画でナショナルプロファイルが整備されていること。また全ての国に、適切なコンタクトポイント (IFCS フォーカルポイント) が置かれていること。

(2) 全当事者の参画とナショナルプロファイルに基づく、次の事項を含む行動計画の策定と改正：

- ・ 効果的な法制度と政策の整備
- ・ 啓発普及のための教育プログラム等の実施
- ・ リスク削減・リスク管理に係る能力構築
- ・ 組織的なメカニズムとプログラムの強化
- ・ 国内情報交換システム、ネットワーク、インターネット接続の強化

有害化学物質リスク回避のための安全かつ健全な技術の開発利用と行動計画への反映。産業界のリスク削減実施への参画義務。

・リスク削減プログラムの範囲は、国内に留まらず、地域全体及び国際的な問題にも及ぶこと。

・2005 年までに、大部分の国と地域において、目的・優先事項・戦略から成る国家政策、及び化学物質管理の改善の達成目標から成る行動計画が整備されていること。

(3) 化学物質適正管理の能力構築を含む、被支援国による優先事項の明確化。環境の視点を考慮した農業支援等貧困対策。支援国及び組織による政治的及び技術的レベルでの支援強化。

・OECD 加盟国、その他 IFCS 参加国、NPOs 等が直ちに協力して、化学物質適正管理のための十分な財政資源と技術支援の活性化に務めること。

・IFCS 常任委員会は、各国への支援の状況をレビューし、フォーラム IV に報告すること。

(4) 化学物質の適正管理に係る各種能力構築活動の情報入手促進。化学物質管理能力強化のためのより多くの支援の必要性を啓発する努力。

2003 年までに、IFCS の枠組内にて、化学物質適正管理の能力構築に係る情報交換ネットワークが開発されること。開発には、各国、国際機関、産業界、労働組合、一般消費者団体及び学界の参加が求められること。

#### [プログラム領域 F : 有害危険物の違法国際流通の防止]

(1) IOMC 参加機関による、違法流通に係るワーキンググループの設置。本グループは IOMC 内で進行中の活動を主体とし、有害物質の違法流通を評価し、違法流通を発見及び防止する手段の見直しを行い、如何にして国際警察等その他の国際機関が行う活動と発展協力していくか勧告を行うものとする。この評価と勧告はフォーラム IV で検討されること。また下記についての中途経過が常任委員会に報告されること：

- 1 各国の法制度
- 2 違法輸入の発見能力
- 3 途上国への技術支援のリソースと実施メカニズム
- 4 国際的、地域的、準地域的及び国内の各レベルにおける違法流通の程度と影響の評価
- 5 全当事者間の調整・協力の程度
- 6 化学物質管理に係る国際条約及び国内法を、化学物質の国境を超えた移動に、如何により効果的に適用することができるか。

(2) 各国政府は違法流通の防止、発見、規制についての国家戦略を練ること。その戦略には、情報システムの改善によって、法規制の強化や、税関や各規制当局が化学物質の違法輸出を規制・防止する能力の構築が含まれる。特にロッテルダム条約第 13 条 1 に沿って、世界税関機構の各国により、PIC や POPs のような特定化学物質に統一規則や環境上の基準を適用することによって行われる対策を、各国が支持すること。

## 持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画 (化学物質関連抜粋－環境省仮訳)

23. 持続可能な開発と人々の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21で促進されている約束を新たに作る。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。また技術及び資金協力をを行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約が2003年までに発効することが可能となり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が2004年までに発効することが可能となるように、これらを含む化学物質と有害廃棄物に関する関係国際文書の批准と実施を促進するとともに、これらの実施に際して開発途上国を支援するとともに、調整を促進し、改善すること。

(b) 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム (IFCS) によるバイア宣言及び2000年以降の優先行動事項に基づき、2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること、また、このために国連環境計画 (UNEP)、IFCS、化学物質の管理に携わるその他の国際機関、その他関係国際機関及び主体が、適切な形で、緊密に協力するよう促すこと。

(c) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム (GHS) を2008年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施するよう促すこと。

(d) 化学物質及び有害廃棄物の環境上適正な管理を向上させ、環境関連の多国間協定を実施し、化学物質及び有害廃棄物に関連する諸問題についての人々の意識を高め、更なる科学的データの収集と利用を促進することを目的とし、そのための活動を促進するためのパートナーシップを促進すること。

(e) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の関係国際文書に基づく義務と合致する形で、有害化学物質と有害廃棄物の国際的不法取引を防止し、有害廃棄物の国境を越える移動と処分により生ずる損害を防止するための努力を促進すること。

(f) 国内におけるPRTR制度(注:我が国では化学物質排出移動量届出制度)のような、化学物質に関する一貫し統合された情報の取得を促すこと。

(g) 水銀とその化合物に関するUNEPのグローバル・アセスメントなどの関係する研究をレビューすること等を通じて、人の健康と環境に害を及ぼす重金属によるリスクの軽減を促進すること。